

## 社会福祉法人黎明会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人黎明会（以下「当法人」という）定款第8条及び第10条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給及び算定方法)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬を支給する。

役員等には、業務に応じた報酬（別表1に定める額）を支給する。ただし、当法人の職員を兼務している理事には報酬を支給しない。

2 当法人の職員を兼務していない理事長には、常勤業務に応じた報酬（別表2に定める額）を支給する。通勤手当は当法人通勤手当支給規程、出張時の旅費は当法人旅費等規程に準ずる。尚、賞与及び退職金は支給しない。

### (費用弁償の支給)

第3条 役員等が理事会、評議員会等に出席した場合には、費用弁償として1日2,000円を支給する。ただし、当法人の職員を兼務している理事及び第2条第2項に該当する理事長には費用弁償を支給しない。

### (報酬等の支給方法)

第4条 第2条第1項に該当する役員等に対する報酬及び第3条の費用弁償は、評議員会、理事会への出席及び法人・施設業務のための出勤の都度、又は、まとめて翌月の15日に支給する。ただし、15日が休日（金融機関等の休日を含む）にあたるときは、その前日に支払う。

2 第2条第2項に該当する理事長に対する報酬等は、当法人給与規程第7条に準じた日に支給する。

3 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。

4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

### (公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年6月29日より施行する。

附則 この規程は、令和元年6月22日より施行する。

附則 この規程は、令和3年4月1日より施行する。

別表1

(1) 評議員

	日 額
評議員会への出席	20,000円
法人及び施設業務のための出勤	20,000円

(2) 監事

	日 額
内部監査	30,000円
法人及び施設業務のための出勤	20,000円
評議員会及び理事会への出席	10,000円

(3) 理事（当法人の職員を兼務していない理事）

	日 額
理事会及び評議員会への出席	3,000円
法人及び施設業務のための出勤	3,000円

※上記報酬額は、源泉徴収税額控除後の額とする。

※評議員会、理事会において、みなし決議の場合も支給する。ただし、費用弁償を除く。

別表2 理事長（当法人の職員を兼務していない理事長）

	月 額
理事長報酬	500,000円